

令和 6 年度 第 1 回 堺市国民健康保険運営協議会会議録

開催年月日 令和 7 年 1 月 30 日(木)
会 場 堺市役所 本館 12 階 議会第 3・第 4 委員会室
開会時刻 午後 2 時 00 分
閉会時刻 午後 2 時 55 分

委員（敬称略、出席委員○印）

被保険者を代表する委員 岸本 啓司 ○小西 武司 ○畠山 典子
○北尻 芳孝 松川 敏弘 西野 則子

保険医又は保険薬剤師を
代 表 す る 委 員 ○岡原 和弘 小田 真 ○堀 大輔
中西 時彦 ○田中 一弘 ○尾島 博司

公益を代表する委員 ○中野 貴文 ○西川 良平 ○木畑 匠
○森田 晃一 ○上村 太一 ○大林 健二

被用者保険等保険者を
代 表 す る 委 員 ○内田 賢二 ○岡田 篤子

出席者

健康福祉局長 竹下 泰夫、長寿社会部長 佐野 庸子、長寿社会部国民健康保険課長 渕上 昌一、長
寿社会部医療年金課長 安藤 義彦、健康部健康推進課長 安岡 香織、堺区役所保険年金課長 梶谷
佳弘

案 件

1. 会長及び会長職務代行者の選出について
2. 令和 5 年度堺市国民健康保険事業特別会計決算について
3. 令和 7 年度堺市国民健康保険事業運営について
4. 令和 7 年度堺市国民健康保険事業特別会計当初予算案について
5. 令和 7 年度堺市国民健康保険料率等について
6. その他

事務局

ただいまから、令和 6 年度第 1 回堺市国民健康保険運営協議会を開会します。

進行については、私、国民健康保険課の井坂が務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

本日の欠席通告委員は、岸本委員、松川委員、西野委員、小田委員、中西委員の 5 名です。

よって、出席委員数が 15 名、委員定数 20 名の半数以上となりますので、堺市国民健康保険運営協議会規則第 3 条第 1 項の規定により、本協議会は成立していることをご報告します。

また、会議は原則公開となっているため、本日の協議会につきましては、発言者のお名前も記載した会議録を作成し、市政情報センターへの配架及び堺市ホームページへ掲載しますのでご了承願います。

本日の配付資料は、事前にお送りした資料に加えて、追加資料として「保健事業について」、その他に「名簿」「委員報酬の振込予定日のご案内」を机の上に置かせていただいています。

事前にお送りした資料をお持ちでない方、また、お手元の資料をご確認いただき、不足する場合は挙手をお願いします。

それでは、開会に際しまして健康福祉局長から、ご挨拶を申し上げます。

健康福祉局長

—— あいさつ ——

事務局

それでは、ただいまから、本日の案件に入らせていただきます。

さて、先般、当運営協議会委員につきまして、委員の改選があり、現時点において、当運営協議会の会長及び会長職務代行者が空席となっています。ご選出をいただくまでの間、「公益を代表する委員」の中で、堺市議会議員の期数順の第一順位者である大林委員に、仮議長として会議の進行をお願いします。

仮議長（大林委員）

それでは、当運営協議会の会長及び会長職務代行者のご選任をいただくまで、甚だ僭越でございますが、私が会議の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

本日は、委員の変更後、初めての協議会ですので、各委員の紹介をお願いしたいと思います。

それでは、事務局がお名前を順に読み上げますので、ご起立をお願いします。

事務局

—— 委員紹介 ——

仮議長（大林委員）

続きまして、事務局から堺市の出席者の紹介をお願いします。

事務局

—— 管理職員紹介 ——

仮議長（大林委員）

それでは、本日の案件に入らせていただきます。

案件の第1「会長及び会長職務代行者の選出」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

—— 資料1を説明 ——

仮議長（大林委員）

ただいま、説明がありましたように、会長及び会長職務代行者については、「公益を代表する委員」の中から選出することになっています。

なお、「公益を代表する委員」については、お配りしている名簿のとおりです。

それでは、会長及び会長職務代行者の選出についてですが、どなたか推薦はありませんでしょうか。

西川委員

僭越ながら、推薦させていただきたいと思います。

会長に大林委員、会長職務代行者に上村委員を推薦したいと思います。

仮議長（大林委員）

ただいま、西川委員から、会長に私、大林を、会長職務代行者に上村委員を、という推薦がありました、皆様方、他にご意見はありませんでしょうか。

他にご意見がないようですので、皆様にお諮りします。

当運営協議会の会長は私、大林を、会長職務代行者は上村委員ということで、ご異議ございませんか。

―― 異議なし ――

仮議長（大林委員）

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきたいと思います。

議長（大林委員）

それでは、これをもちまして、案件の1つ目「会長及び会長職務代行者の選出について」を終わります。

事務局

それでは、大林会長及び上村会長職務代行者から一言ご挨拶をお願いします。

―― 会長、会長職務代行者あいさつ ――

議長（大林委員）

それでは、次の案件に入らせていただきます。案件の第2「令和5年度堺市国民健康保険事業特別会計決算」について、事務局から報告をお願いします。

事務局

―― 資料2を説明 ――

議長（大林委員）

ただいま、「令和5年度堺市国民健康保険事業特別会計決算」について、事務局から報告がありました。この件に関して、何かご質問はありませんか。

―― 質問なし ――

議長（大林委員）

ご質問が無いようですので、次の案件に入らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、次の案件について、説明させていただきます。

案件3「令和7年度堺市国民健康保険事業運営について」、案件4「令和7年度堺市国民健康保険事業特別会計当初予算案について」、案件5「令和7年度堺市国民健康保険料率等について」の3つの案件は、相互に関連しております。

そのため、案件3、案件4、案件5については、続けて説明します。

事務局

—— 資料2~4-4、参考1~2を説明 ——

議長（大林委員）

ただいま、案件3から案件5までの説明が終わりました。

案件3から案件5までに関して、ご意見、ご質問はございませんか。

森田委員

令和7年度の1人当たり保険料額が、令和6年度と比較して668円減ということは、良かったのかなと感じています。しかし、これまでの経過を見れば、やはり統一保険料率にすることで保険料が上がってきたことは紛れもない事実であり、前年度比668円の減だけかという思いもあります。

資料4-4を見ますと、多くの世帯で前年に比べて保険料がかなり下がるということが示されているため、良いのかなと感じますが、資料2を見ると、予算においては基金繰入金を計上し、決算においては予算で計上した額よりも少ない額の基金繰入となることがこれまで多かったと思いますが、令和5年度決算における状況について説明してください。

事務局

令和5年度ですが、当初予算では約13.5億円を計上し、決算では約11億円を繰り入れています。

森田委員

その11億円が決算で戻ってきているということですか。

事務局

約13億円の予算計上に対して、決算時には基金を約11億円取り崩して繰り入れたので、返ってきたのが約2.5億円ということです。

森田委員

基金を約11億円取り崩したということで、かなり大きい額だと思います。

堺市は基金が50億円程度あり、これまで私は市町村の基金が積み増していくと認識していましたが、逆の現象が起こっていますが、その要因についてご説明ください。

事務局

令和 5 年度においては、歳入が当初予算と比べて少なかったのですが、その要因としては、国が進めている社会保険の適用拡大、物価高ではないかと考えています。

社会保険の適用拡大ですが、これまで社会保険の適用外で国保に加入していた方について、事業所の規模や労働時間、賃金等の社会保険への加入要件を緩和することで、社会保険に加入する方を増やしていくという国の方針性があります。

令和 5 年度決算には、令和 4 年 10 月からの適用拡大の影響があるかと思います。

一定の収入があり保険料を支払える方、ある程度健康であり医療費もあまりかからない方が、国保を脱退して社会保険に移行したこと、収納率の低下につながり、歳入の減少となった結果、決算における基金の繰入れにつながった一因と考えています。

森田委員

社会保険の適用拡大が一つの要因とは思いますが、もう一つの要因である物価高については、まだ収束する見込みがない中で、他の規模の小さい市町村では基金の減少はかなり影響が大きいと思います。

堺市以外でも基金は減少しているのでしょうか。

事務局

詳細は把握しておりませんが、そういった市町村も府内にはあるかと思います。

森田委員

そうなると、参考 1 に記載の「財政調整事業による保険料抑制財源の確保」について、被保険者 1 人当たり 680 円を、府内全市町村が拠出して統一保険料率を抑制するという説明が以前にあったかと思いますが、この額が縮小してしまうことになるのではないかという懸念と、基金がなくなった際に大阪府に事業費納付金を納められなくなるという懸念があります。

大阪府の運営方針の中に、基金が枯渇し、事業費納付金を納められなくなった際には、大阪府が市町村に貸付けを行う旨の記載があり、その貸付けへの償還のために当該市町村は保険料を上乗せするのではないかと思いますが、いかがですか。

事務局

委員がおっしゃったのは、大阪府が市町村に貸し付ける財政安定化基金のことかと思います。

当該基金については、例えば令和 6 年度に赤字になると見込まれる市町村は、大阪府に対して貸付けを申し入れることができ、貸付けを行った翌々年度の令和 8 年度から、原則 3 年の間に償還するという仕組みです。

償還についてですが、一つは収納率の向上により黒字にして償還する、もう一つは償還中の期間については当該市町村において、限定的に統一保険料率に上乗せする場合もありえると聞いていますが、まだ現時点ではそういった事象、事例がないため、実際にどうなるかは不明です。

森田委員

統一保険料率と言いながら、保険料の上乗せをすることがあるという点を考えると、やはり統一保険料率の制度は未熟で、実施するのはまだ早かったと思います。

それを示すように、堺市でも国や大阪府に対して公費拡充を要望しています。

市民の実態として、ますます厳しい状況になっていることを考慮して、これまで以上に要望していかないといけないと思いますし、私個人としてはこの統一保険料率については、未だに承服しかねます。

議長（大林委員）

皆様、他にご意見等はございませんでしょうか。

―― 意見等なし ――

議長（大林委員）

他にご質問が無いようですので、次の案件に入らせていただきます。

案件6「その他」ですが、「堺市国民健康保険条例の改正概要（案）」及び「保健事業」について、事務局から報告をお願いします。

事務局

―― 資料5、机上配付資料を説明 ――

議長（大林委員）

ただいま、「その他」について、事務局から説明がありました。

この件に関して、ご意見・ご質問はありませんか。

―― 質問等なし ――

議長（大林委員）

ご意見、ご質問がないようですので、本日の案件はすべて終了しました。

なお、本日委員の皆様からのご意見等については、事務局で会議録を作成し、郵送をもって委員の皆様にご報告の予定と聞いています。

それでは、これをもちまして、令和6年度第1回堺市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。